

国道 303 号脱輪事故損害賠償請求控訴事件判決への対応について

1 控訴審判決への対応

- ・上告及び上告受理の申立を行わない。

2 事件の概要

- ・日 時：平成 23 年 1 月 27 日 午後 2 時 45 分頃
 - ・場 所：国道 303 号 高島市今津町保坂地先
 - ・第 1 審判決の趣旨：
 - ・適切な注意喚起がなされるべき。
(H24.10.24)
 - ・140 万 5,244 円及びその遅延金を支払えとの請求に対し、休車損害を除く、67 万 5,909 円とその遅延金を支払えと判示。
 - ・控訴審判決の趣旨：
 - ・控訴を棄却する。
(H25.3.28)
 - ・控訴費用は控訴人の負担とする。

3 主な控訴理由に対する控訴審判決

(1) 控訴理由：「道路情報表示板等」注意喚起の措置を採り得ない（道路標示令違反）

判決趣旨：県の除雪計画に積雪時の事故を防止するために構造物表示板、スノーポール等の設置を行うとされている以上、注意喚起の義務を免れない。

(2) 控訴理由：道路交通法等違反がある。（車線通行の原則、路肩通行の禁止）

判決趣旨：車道幅員が2.8mであり、被控訴人の車幅が2.49mであるから、道路や交通の状況によっては、車道外側の無蓋側溝上にはみ出すことは十分想定できる。

4 今後の対応

- ・県下の除雪路線について、点検及び対策を早期に進め、道路除雪計画の必要な見直しを行う。
 - ・なお、当該現場については、拡幅工事区間であり、一部改良工事に着手していることから、工事が完了するまでの間、注意喚起の表示板を設置する。

